

## 軽米町運輸事業者等緊急対策支援金交付要綱

### (目的)

第1条 物価高騰に伴う全国的な燃料費上昇の影響を受けている運輸、タクシー、バス事業者等に対し、運輸の安全と安定した運行の支援を図ることを目的に、予算の範囲内で軽米町補助金交付規則（昭和44年輕米町規則第20号）及びこの要綱に定めるところにより支援金を交付する。

### (交付対象者)

第2条 交付対象者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 申請日において、町内に本店を有する法人事業者又は町内に住所のある個人事業者であって、岩手県が実施する、令和7年度下記交付金等（以下「県補助金」という。）のいずれかにおいて、令和8年1月6日以降に申請し交付決定を受けた者。

①運輸事業者運行支援緊急対策費

②タクシー事業者運行支援緊急対策交付金

③貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金

(2) 軽米町暴力団排除条例（平成27年輕米町条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

(3) 町税に滞納がないこと。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、次のとおり県補助金の1台あたりの金額と同額とし、支援金の対象車両は、県補助金の対象車両とする。

①トラック等：1台あたり16,000円

②タクシー：1台あたり15,000円

③貸切バス：1台あたり30,000円

2 国、県及び町の他の物価高騰対策事業のうちエネルギー価格高騰対策に関する事業（軽米町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金等）の支援金、交付金及び補助金と重複支給しないものとする。

### (申請方法)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、軽米町運輸事業者等緊急対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて令和8年5月29日までに町長に提出しなければならない。

( 交付決定等)

第5条 町長は、支援金交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、支援金を交付するものと決定したときは、軽米町運輸事業者等緊急対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により、支援金を交付しないものと決定したときは、軽米町運輸事業者等緊急対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

( 支援金の取消等)

第6条 申請者は、申請書の記載等に虚偽が判明した場合、支援金額確定の取消、支援金の返還等に応じなければならない。

( 指示事項の遵守)

第7条 申請者は、町長から報告、立会検査等の求めがあった場合、これに応じなければならない。

( 補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月17日から施行する。
- 2 軽米町運輸事業者等運行支援緊急対策支援金交付要綱（令和5年輕米町告示第48号）は廃止する。